

常務理事会

(第54事業年度・第11回

2020年2月20日常務理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

I 審議事項

1. 会長通牒『「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い』に関する件

2019年10月25日付けで、金融庁から公表された「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」を受け、その後に開催された自民党の企業会計に関する小委員会での議論も踏まえ、チームメンバーのローテーションに関する具体的な取扱いを会長通牒『「担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション」に関する取扱い』として発出する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 業務本部審理通達「前任監査人の監査調書閲覧に関する留意事項」に関する件

2019年10月25日付けで、金融庁から公表された「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」において、監査人交代時に閲覧する監査調書の複写の範囲に制限があるため、監査調書を書き写すこととなり、引継ぎが非効率との課題が提示されたことから、業務本部2020年審理通達第1号「前任監査人の監査調書の閲覧に関する留意事項」を発出する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

3. 業務本部審理通達「開示書類におけるその他の記載内容に関する手続実施上の留意事項」に関する件

2019年1月31日付けで、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改

正する内閣府令」が公布・施行され、有価証券報告書の記載内容についての改正が行われた。これを受け、監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」の実務上の周知徹底を行うため、業務本部2020年審理通達第2号「開示書類におけるその他の記載内容に関する手続実施上の留意事項」を発出する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

4. 公会計委員会からの答申『公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」の改正』に関する件

会員から寄せられた実務上の疑問点に対し、解釈をより明確化するため、公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」を改正する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

II 報告事項

1. 医療法人の法定監査導入初年度の監査実施状況調査に関する件

2017年4月2日以降に開始する事業年度より、一定規模以上の医療法人を対象に法定監査が導入されたことから、監査実施報告書及び監査人へのヒアリング等を通じて調査を行った初年度の医療法人の監査実施状況について報告があった。

このほかの主な審議・報告事項は次のとおりです。

○公会計委員会からの答申『公会計委

員会研究報告「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A』の公表並びに『地方公共団体監査特別委員会研究報告第2号「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン』及び『公会計委員会研究報告第9号「地方公共団体の外部監査に関するQ&A』の廃止に関する件

○公会計委員会からの答申『公会計委員会研究報告「地方公共団体の内部統制制度及び監査委員監査の論点と方向性』に関する件

○国際委員会に対する作業指示事項及び専門委員会の設置に関する件

○監査・規律審査会の臨時委員の委嘱に関する件

○IFAC-国際公会計基準審議会（IPSASB）アブダビ会議報告に関する件

理事会

(第54事業年度・第11回

2020年2月21日理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

I 会長報告

手塚会長から、会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」の発出、自由民主党金融調査会企業会計に関する小委員会への出席、金融庁主催の「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」及び「大手・準大手監査法人との意見交換会」、メンバー関係者に対する研修の実施、国際会計基準審議会（IASB）ハンス・フーガーホースト議長の表敬訪問、中国会主催研修会での講演、公認会計士・監査審査会からの処分勧告への対応について会則第

165条に基づく報告があり、協議を行った。

II 報告事項

1. AICPAカンファレンス（ワシントンDC）報告に関する件

2019年12月9日から11日にかけてワシントンDCで開催されたAICPAカンファレンスについて報告があった。

このほかの主な報告事項は次のとおりです。

○本部予算執行状況に関する件

以 上

（総務本部長 中野浩介）